

建設現場に「快適トイレ」の設置を促進

－男女ともに働きやすい職場環境の推進に取り組みます－

燕市は、建設業における職場環境の改善と担い手確保につなげることを目的に、男女ともに快適に使用できる「快適トイレ」の設置を促進する制度を新たに開始します。

この制度では、対象となる工事において、快適トイレの仕様を満たした仮設トイレを設置した場合に、設置費用分を工事費用に加算して契約を締結します。制度の適用は、4月1日以降に公告を行う入札から実施します。

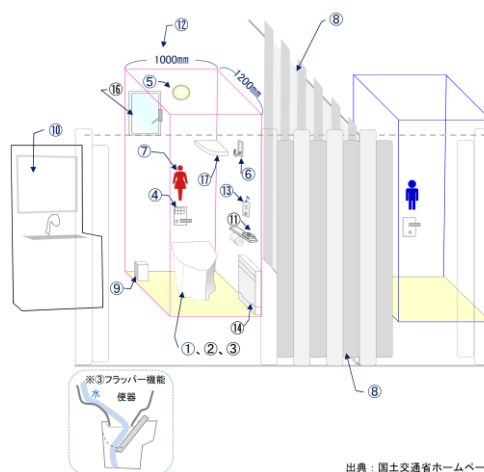
【「快適トイレ」設置促進制度の概要】

- 適用開始：4月1日（木）以降に公告を行う入札から
- 対象工事：(1) 当初設計額が1億5,000万円以上の工事（原則設置を義務化）
※工場製作などの屋内作業が主となる工事を除く
(2) 当初設計額が3,000万円以上1億5,000万円未満の工事で、受注者が設置を希望するもの
- 費用計上：1基あたり45,000円/月を上限とし、1つの現場につき1基分を計上
※男女別で設置した場合は、2基分まで計上可能

【「快適トイレ」の仕様】

- 快適トイレに求める機能（必須）
 - ①洋式便座
 - ②水洗機能
 - ③臭い逆流防止機能
 - ④施錠機能
 - ⑤照明設備
 - ⑥衣類掛け等のフックまたは荷物の置ける棚等
- 付属品として備えるもの（必須）
 - ⑦男女別の明確な表示
 - ⑧入口の目隠し設置
 - ⑨サニタリーボックス
 - ⑩鏡と手洗器
 - ⑪便座除菌シート等の衛生用品
- 推奨する仕様・付属品（任意）
 - ⑫室内寸法：幅・奥行ともに900mm以上
 - ⑬擬音装置
 - ⑭着替え台
 - ⑮フラッパー機能
 - ⑯室内温度の調整可能な設備
 - ⑰小物置き場等

快適トイレのイメージ



出典：国土交通省ホームページ

「ふるさと燕」を守ろう！

新型コロナウイルス感染症緊急対策

フェニックスII+

本件についてのお問い合わせ先
 総務部 用地管財課：多田
 電話：0256-77-8332（直通）